

自分らしく幸せに 生きるために



学んでみよう “こどもの権利”

こどもは誰でも、生まれたときから、一人の人間として尊重され、自分らしく幸せに生きることができる「権利」を持っています。

こどもたち一人ひとりがかけがえのない存在だから、あなたの権利も、ほかの人の権利も、どれも同じように必要で大切なもの。

こどもの権利について学ぶことは、自分はもちろん、ほかの人のことも大切に、お互いに尊重し合える関係をつくることにつながります。

誰もが、夢や希望を持ち、さまざまな経験や挑戦を重ねながら、自分らしく幸せに成長していけるように、こどもの権利について、考えてみましょう。

Q 「こどもの権利」って何だろう？

A こどもはみんな、生まれたときから一人の人間として大切にされ、自分らしく生きることができます。こどもたちが安心して幸せに生きるために“守られるもの”が「こどもの権利」です。

- 十分な食事や休養をとることができ、心身ともに健やかに安心して生活できること
- 教育を受けられることや、自分の成長に役立つ多くの情報を適切に得られること
- 体調を崩したりケガをしたときに、適切な治療を受けられること
- 遊ぶことや、スポーツや文化・芸術活動など、興味のあることに参加できること
- 自分の意見や気持ちを自由な方法で表現でき、その意見等を大切にされること
- プライバシーが守られ、誰からもいじめられたり、傷つけられたりしないこと
- 困ったときに、大人に相談でき、助けてもらえること

暮らしの中に
「こどもの権利」が
たくさんあります



💡 **すべてのこどもが「こどもの権利」を持っています
ほかの誰かに 取り上げられることは ありません**

※こどもの権利条約では、18歳未満の人を「こども」としています。

Q 「こどもの権利条約」って何だろう？

A 「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は世界中のこどもたちの基本的人権を国際的に保障するため、1989年に国際連合総会で採択され、日本は1994年に批准（※）しました。こどもの権利条約には、

（※）国が条約に同意すること

こどもたちの幸せのための4つの大切な考え方があります。

右のページで4つの考え方の内容を見てください！

こどもの権利条約について、もっと知りたい人はこちら（日本ユニセフ協会）▶



日本や仙台の「こどもの権利」を守る取組

日本の取組 **こども基本法**（2023年4月施行）

こどもの権利条約に基づき、こども・若者が自分らしく健やかに成長でき、幸せに暮らしていける社会に向け、社会全体で、こども・若者の意見を尊重し、こども・若者の今とこれからのため最も良いことを大切にしながら、こども・若者・子育てに関する取組を進めていけるよう、国等の責務や大人の役割などを定めた法律です。

こども基本法について、もっと知りたい人はこちら（こども家庭庁）▶



仙台市の取組 **せんだいこども若者プラン2025**（2025年3月策定）

仙台市では「こども・若者が自分らしく幸せに生きられるまち」「みんなで支える子育てが楽しいまち」を目指し、こども・若者・子育てに関する市の計画「せんだいこども若者プラン2025」を策定しました。「こども・若者の最善の利益の実現（こどもにとって最も良いことの実現）」を仙台のまちづくりの基本的な考え方として、こどもの権利や意見を大切にしながら、さまざまな取組を進めています。

「せんだいこども若者プラン2025」について、もっと知りたい人はこちら▶



こどもたちの
幸せのための

4つの大切な考え方

1 差別のないこと

すべてのこどもは、どんな理由でも差別されず、一人の人間として尊重される権利があります。自分自身や家族の人種や国籍、性別、言語、意見、障害、経済状況など、誰にもいろいろな「ちがい」がありますが、「ちがい」は悪いことでも恥ずかしいことでもなく、“その人らしさ”の一部です。

それぞれのちがいを知り、お互いに尊重し合うことによって、誰もが安心して自分らしく成長できる環境をつくることができます。



2 守られて成長できること

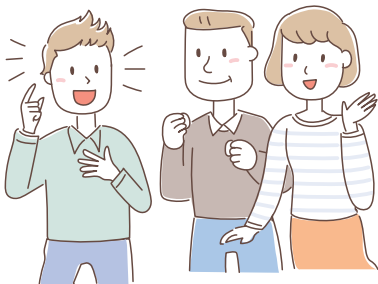
すべてのこどもは、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受ける権利があります。

こどもたちが、心も体も健やかに成長していくためには、家庭や学校・地域など、いろいろなところに安心できる居場所を持ち、さまざまな人たちと交流し、学びや体験、挑戦を重ねることが大切です。その中で、悩みや不安を感じたときには、一人で抱え込まず、信頼できる人に相談しましょう。



家や学校のほかにも相談できる場所があります。詳しくは裏表紙をご覧ください。

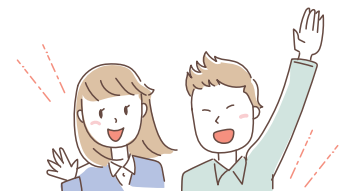
3 こどもにとって最も良いことを考えること



こどもに関することを決めるときには、大人には「そのこどもにとって最も良いことは何か」を第一に考える責任があります。“こどもにとって最も良いこと（こどもの最善の利益）”を考えるときには、大人の考えを押し付けたり、全部をこどもの思いどおりにしたりするのではなく、こどもと大人と一緒に考えることが大切です。

こどもの心と体の今と未来にとって、最も良い選択をできるように、こどもは、自分の意見や希望を大人に伝えて、大人は、こどもの意見等を大切に、みんなで一緒に考えていきましょう。

4 意見を言って参加できること

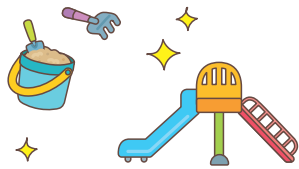


すべてのこどもは、自分に関係のある事柄について、自分の意見を自由に表明することができ、その意見を尊重される権利があります。この「意見」には、しっかり整理された考えだけでなく、さまざまな感情や願いも含まれます。

また、仲間と集まって意見交換をしたり、家や学校などの話し合いやさまざまな地域・社会活動に参加して自分の意見を伝えたりすることもできます。

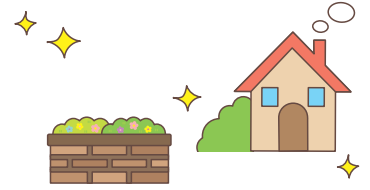
また、自分に意見があるように、ほかの人にもそれぞれの意見があります。自分の意見を伝えるときには、周りの意見もよく聞いたり、相手の気持ちを思いやったりすることが大切です。

仙台市の計画や取組について意見を言うことができるポータルサイト
「こどもいけん広場」があります。裏表紙を見てください！



みんなの声で仙台のまちをつくら!

こどもいけん広場



仙台こども財団では、仙台市の計画や取組などのテーマに対して、こども一人ひとりが自分の思いや考えを安心して伝えられる場をつくっています。ウェブアンケートや意見交換会で皆さんの意見を聴き、その声をまちづくりにつなげていきます。

どんな遊び場があったらいいと思う?

まちがもっときれいになるために、どんなことをしたらいいと思う?

大人になっても住み続けたいまちはどんなまち?

こどもいけん広場のメンバーになって、みんなの意見を伝えてみよう!

登録はこちら



困りごとや 悩みがあるときは 相談してください

「こどもだから」と自分の話を聞いてもらえない...



友人との関係や学校、家のことなど、困っていることがあったら、一人で我慢せず、あなたの気持ちをだれかに話してみてください。周りの人に話しにくいときには、相談できる場所がたくさんあります。



学校に行くのがつらい...

こども若者電話・メール相談

(こどもの悩みやその家族の悩みに関する相談)

- 相談機関: 仙台市こども若者相談支援センター
- 受付時間: 年中無休・24時間
- 電話番号: 0120-783-017
- メール: kodomo@city.sendai.jp

24時間いじめ相談専用電話

(いじめに関する相談)

- 相談機関: 仙台市教育委員会
- 受付時間: 年中無休・24時間
- 電話番号: 0120-81-2455

児童相談所電話相談

(こども・児童虐待に関する相談)

- 相談機関: 仙台市児童相談所
- 受付時間: 年中無休・24時間
- 電話番号: 022-718-2580
- 虐待対応ダイヤル: 189 (イチハヤク)

教育相談室 (学校生活、不登校等の相談)

- 相談機関: 仙台市教育委員会
- 受付時間: (月~金) 9時~17時 ※祝休日、年末年始は休み
- 電話番号: 022-214-0002

仙台市いじめ等相談支援室S-KET

(こどものいじめ等に関する相談)

- 相談機関: 仙台市いじめ等相談支援室
- 受付時間: (月・水・木・土) 10時~17時 (火・金) 12時~19時
※祝休日、年末年始は休み
- 電話番号: 0120-303-836
- メール: s-ket@city.sendai.jp

こどもの人権110番

(いじめなどのこどもの人権に関する相談)

- 相談機関: 仙台法務局
- 受付時間: (月~金) 8時30分~17時15分
※祝休日、年末年始は休み
- 電話番号: 0120-007-110

発行: 仙台市こども若者局 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-12

協力: 公益財団法人仙台こども財団

この冊子の作成には、令和7年度法務省人権啓発活動地方委託費を充てています。